

各社会福祉施設・事業所等の長 様

埼 玉 県 福 祉 部 長

県内社会福祉施設等における新型インフルエンザへの対応について(通知)

社会福祉施設等の運営につきましては、日ごろ格別の御努力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型インフルエンザについては、その予防及び対策に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、別添のとおり平成21年6月19日に厚生労働省の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」が改定され、同日付けで「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設の対応について【更新】」の事務連絡の送付がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い平成21年5月22日付け社福第483号福祉部長通知の別紙「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応」についても改定いたしました。

引き続き、下記を踏まえ、利用者、職員の健康管理等に留意し、感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、施設内又は近隣で患者が発生した場合、必要に応じ、保育所や短期入所、通所施設等について休業要請が行われる可能性がある点は変更がありません。保育所や短期入所、通所施設等を運営している施設におかれては、利用者への協力要請など対応策について、あらかじめ検討いただきますよう重ねてお願いします。

記

1 基本的な考え方について

(1) 利用者、職員について感染の疑いがある場合

国指針にかかわらず、当分の間、従来どおり、速やかに発熱相談センター(県疾病対策課、保健所)に相談する。その指示により、発熱外来を受診。

(2) 利用者、職員が感染した場合

外出を自粛し、医師の指示に従い、自宅や施設で療養する。健康観察に留意する。糖尿病、ぜん息等基礎疾患を有する者等は、医師に相談し指示に従う。(早期から抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うことがある。)

(3) 保育所や短期入所、通所施設等の休業要請について

患者が発生した場合、必要に応じて当該施設に対し臨時休業を要請する。

感染拡大のため特に必要であると判断した場合は、広域での臨時休業要請の可能性もある。

2 各施設の対応について

別紙「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応(H21.6.19国更新通知準拠版)」を参考に、適切な措置を講じること。

3 厚生労働省や県、市町村からの情報に注意し、状況の変化に適切に対応すること。

【参考】

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

○埼玉県疾病対策課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/kansen/index.htm>

※ 埼玉県ホームページの「トップページ」の「新型インフルエンザへの対応 対策関連情報(相談窓口など)」から入ると分かりやすいです。

○さいたま介護ねっと

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BD00/index.html>

○埼玉県高齢者福祉課ホームページ

(高齢者福祉施設等の事業者の方へ(通知等の掲載))

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BC00/osirase.html>

○埼玉県障害者自立支援課ホームページ

(障害者自立支援法について→V サービス事業者・施設向け情報→7注意喚起)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BW00/attention/>

○埼玉県少子政策課・子育て支援課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/kosodate1.htm>

担当	社会福祉課	施設指導担当	3 2 2 5
	高齢者福祉課	施設指導担当	3 2 5 4
	介護保険課	介護保健施設指導担当	3 2 3 9
		事業者(居宅)指導担当	3 2 5 9 3 2 5 7
	障害者自立支援課	施設支援担当	3 3 1 4
		地域生活支援担当	3 3 1 7
	少子政策課	子育て環境整備担当	3 3 2 2
	子育て支援課	保育施設担当	3 3 2 8
	こども安全課	養護担当	3 3 3 1
電話	0 4 8 - 8 3 0 - (各担当の番号)		

